

小美玉市立羽鳥小学校いじめ防止基本方針

平成25年12月1日策定

平成31年 4月6日改訂

令和2年 4月 6日改訂

令和4年 4月26日改訂

令和5年 4月26日改訂

令和6年 4月19日改訂

令和7年 4月14日改訂

令和8年 4月13日改訂

1 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 『いじめ防止対策推進法 第2条』

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、いじめの認定にあたっては、行為の意図や軽重にかかわらず、被害児童が心身の苦痛を感じているかどうかを重視し、個々の事案ごとに適切に判断する。

(2) いじめに対する基本理念

いじめは、いじめられた子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない重大な人権侵害である。また、これらのいじめの中には犯罪行為として警察への通報が必要なものも含まれる。本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に取り組んでいかなければならない。

(3) 教師の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 『いじめ防止対策推進法 第8条』

本校職員は、基本理念にのっとり、本校在籍児童の保護者、地域住民、その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童がいじめを受けていると思われる時は、被害者保護を最優先し、適切かつ迅速にこれに対処する。

(4) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

『いじめ防止対策推進法 第9条』

保護者は、我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話し合う。また、いじめを発見したら、その場で指導するとともに、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

2 校内組織

(1) 生徒指導委員会

週1回（職員集会時）、全教職員で指導や支援の必要な児童についての現状や指導内容について情報交換を行うことで、共通理解と共通行動を図り、組織（チーム学校）で対応できるように話し合いを行う。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任等によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家を加え、専門的見地からの助言を得る。

3 未然防止への取組

いじめを許さない、見過ごさない学校全体の雰囲気づくりに努める。また、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(1) 人権教育・道徳教育の充実

① 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

② 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」を未然に防止したり、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにしたりする。（平成29年いじめ防止等のための基本的な方針の改訂）

③ 人権集会（12月）の実施。

④ 各学級で考えたいじめゼロを目指した人権標語の掲示。

⑤ 生（きる）教育講演会やスクールロイヤーによるいじめ予防教室等の実施。

(2) 一人一人が活動できる学習活動

① 児童一人一人を大切にしたい分かる授業の実践

- ・互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりの促進。
- ・特別支援教育の観点を踏まえた一人一人が活躍できる授業の工夫。
- ・言語活動の充実と児童が学び合う授業の工夫。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫。

② 特別活動の充実

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実。
- ・昼休みでの健康的な心や体づくりの推進。
- ・あいさつ運動の実施。
- ・SCの指導によるソーシャルスキルトレーニングの実施。

③ 体験活動

- ・ボランティア体験の実施。
- ・小中交流や幼保小交流、特別支援学校との交流の計画的実施。
- ・地域住民の協力によるゲストティーチャーの授業や読み聞かせの充実。

(3) 情報モラル教育の推進

- ・SNSやオンラインゲーム等におけるいじめ防止のための情報モラル教育の実施
- ・端末利用ルールの徹底
- ・ネットいじめ発見時の迅速な保存・通報体制の整備

(4) 規律正しい学校生活

① 児童の規範意識の向上

- ・羽鳥小学校のきまり・約束（『はとりっ子の生活』）の遵守。
- ・「ダメなものはダメ」という毅然さと心の関わりを大切にした生徒指導の推進。

② 教職員の資質・能力の向上

- ・月1回のコンプライアンス研修の実施。
- ・生徒指導に関する校内研修の実施。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ① 授業参観の開催、HP、学校だより等による広報活動による啓発活動。
- ② 個別面談や電話連絡等による情報共有。

4 早期発見への取組

以下の取組により、少しでもおかしいと感じることがあれば、学年会や生徒指導委員会で情報共有し、場合によってはケース会議を実施する等して、組織対応を迅速に行う。

(1) 日常のコミュニケーションと観察

① 児童の小さな変化を見逃さない。

- ・教職員の積極的な声かけときめ細やかな観察。
- ・毎朝の呼名による健康観察。
- ・看護当番による外遊びの見守り。

② 保護者との連携・協力。

- ・連絡帳や連絡ノート、マチコミ等の活用。
- ・個別面談や電話連絡等による情報共有。

(2) 定期調査の実施

① 「学校生活（いじめ）アンケート」

- ・毎月第一月曜日（休日の時は火曜日）に実施し、放課後の学年会で情報共有を行う。
- ・様子がおかしいと感じた時は、関係職員がすぐに教育相談を実施。

② 学級集団アセスメント調査（Q-Uテスト）

- ・年に2回、6月と11月に実施。
- ・学級集団アセスメント調査の結果についての研修会の実施。

③ 「はとりっ子オンライン相談窓口」

- ・一人一台端末からいつでも SOS が出せる環境の整備。(長期休業中は閉鎖)
- ・相談があった時は、関係職員がすぐに教育相談を実施。

(3) 教育相談の実施

① 教育相談

- ・児童とは日頃から呼び出し相談やチャンス相談を行い、気軽に相談できる環境づくりに努める。
- ・「学校生活(いじめ)アンケート」等で様子がおかしいと感じた児童にはすぐに教育相談を実施する。
- ・12月を「教育相談強化月間」とし、11～12月の間に担任が学級の児童全員と教育相談を行う。

② SC や SSW 等の専門家の効果的活用

- ・SC は月2回設定。その他にも希望があれば、積極的に面談を設定する。

5 早期対応について

問題を軽視せず、いじめを受けている児童の保護を最優先する。また、いじめと断定できない段階であっても、「いじめの疑い」がある時点で早急に学年主任や生徒指導主事等と情報共有を行い、組織的に対応し、被害児童の保護を最優先とする。

(1) 正確な実態把握

- ① 情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ② 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ① 教職員全員で共通理解を図り、指導の方針を明確にする。
- ② 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ③ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(「報告・連絡・相談」の徹底)

(3) 家庭との連携

<いじめられた児童>

- ・「絶対に守る」姿勢で、状況を的確に伝え、本人・保護者の悩みや不安を受け止めて対応する。
- ・いじめ事案解消のための具体的な対策と二度と起こさない対応策について理解を求めながら、信頼関係の構築に努める。
- ・児童本人の気持ちや考えに寄り添いながら、十分に協議して、解決にあたる。
- ・職員による看護を強化し、日々の状況経過を観察する。
- ・必要に応じてSC等を活用した児童の心のケアに努める。

<いじめた児童>

- ・いかなる理由があっても、「いじめは絶対に許されない行為」として、毅然とした指導をするとともに、二度といじめをすることのないように、保護者に協力を求める。
- ・いじめに至った背景や原因、家庭での様子を確認しながら、人権意識を高める継続支援を行う。

(4) いじめの解消について

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」(少なくとも3か月)と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの条件を満たしている。また、上記2つの条件を満たした場合であっても、再発の可能性を十分に考慮し、一定期間は継続的な観察及び支援を行い、組織的にいじめの解消を判断する。

6 関係機関との連携

- (1) SC、SSW、教育支援センターと連携・協力して、児童の心のケアや問題の解決にあたる。
- (2) 小美玉市教育委員会、こども家庭センター、警察との連携と、各種相談機関による保護者への啓発活動を推進する。

- (3) 重大ないじめ事案及び犯罪と認められる事案は、小美玉市教育委員会と協議をした上で、警察に通報し、解決に向けての援助を求める。
- (4) 必要に応じて、PTA本部や学校運営協議会、民生委員と連絡・連携し、解決に向けての情報の共有と協力依頼を行う。
- (5) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」「チャイルドライン」「子どもの人権110番」「こころのほっとチャット」などの相談窓口を利用するよう周知する。

7 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条第1項）

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（生命・心身・財産重大事態）
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめられるとき（不登校重大事態）

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、目安にかかわらず学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する（いじめの防止等のための基本的な方針）

- (2) 市教育委員会への報告

- ① 被害児童の氏名・学年・性別
- ② 欠席期間・その他児童の状況
- ③ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

- (3) 調査主体の判断

市教育委員会において調査主体を判断する。

- (4) 調査組織の設置

市教育委員会が、調査組織や調査組織の構成員を決定する。学校が調査主体になる場合は、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

- (5) 調査の実施

学校が調査主体になる場合は以下の項目で聞き取り調査を実施する。

- ① 対象者 当該児童、保護者、教職員、関係する児童
- ② 聴取内容

ア いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか

イ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか

ウ 学校・教職員のこれまでの指導経緯

※調査の実施にあたっては、被害児童及び保護者の意向を十分に踏まえ、可能な限り調査方法や情報提供の在り方について協議しながら進める。

- (6) 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

重大事態の発生から、1か月程度を目途に、聴取した内容（不登校の児童への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載）を書面にとりまとめる。調査期間中に当該児童が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容を取りまとめて、小美玉市教育委員会を通じて市長に報告する。

また、聴取した内容を踏まえて、当該児童が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

- (7) 当該児童・保護者への情報の適切な提供

聴取結果及び今後の支援方策について、当該児童及び保護者に説明する。また、希望する場合には、い

じめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。

8 取組の評価

学校評価において、本校のいじめ問題の対応に係る取組についての評価を行う。

9 いじめ防止基本方針の見直し

取組の評価やいじめ問題に係る法規等や茨城県、小美玉市のいじめ防止基本方針を参考に、実態に合った基本方針であるか検討し、見直す。

10 いじめ問題に対する取組に関する年間計画

月	内容
4	・学校生活（いじめ）アンケート ・二者面談（希望者） ・「いじめ防止基本方針」に係る校内研修
5	・学校生活（いじめ）アンケート
6	・学校生活（いじめ）アンケート ・学級集団アセスメント調査（Q-Uテスト）1回目 ・マナーアップキャンペーン（あいさつ運動）
7	・学校生活（いじめ）アンケート ・学校評価アンケート ・二者面談（全保護者）
8	・生徒指導に係る校内研修 ・いじめ対応事例研修 ・学級集団アセスメント調査（Q-Uテスト）に係る校内研修
9	・学校生活（いじめ）アンケート
10	・学校生活（いじめ）アンケート
11	・学校生活（いじめ）アンケート ・マナーアップキャンペーン（あいさつ運動） ・学級集団アセスメント調査（Q-Uテスト）2回目 ・重大事態対応研修
12	・学校生活（いじめ）アンケート ・教育相談強化月間 ・人権集会
1	・学校生活（いじめ）アンケート ・いじめゼロ人権標語づくり ・学校評価アンケート
2	・学校生活（いじめ）アンケート
3	・学校生活（いじめ）アンケート

11 いじめ対応フローチャート

